



入院時食事療養費の負担額 について

当センターは入院食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕方については午後6時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

区分		金額
一般（住民税課税世帯）		550円
一般（住民税課税世帯） ※指定難病患者・小児慢性特定疾病患者		330円
住民税非課税世帯	過去1年間の入院期間90日以内	270円
	過去1年間の入院期間90日超	220円

（令和8年6月1日現在）